

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）  
電動式塵芥収集車導入補助事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成 24 年 4 月 5 日環地温発第 120405005 号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第 4 条第 4 項に定める電動式塵芥収集車導入補助事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電動式塵芥収集車」とは、積込排出機構の動力源が主として電力である廃棄物収集車をいう。
- (2) 「廃棄物収集車」とは、地方公共団体等が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定に基づく廃棄物の運搬の用に供し、かつ、廃棄物処理基準のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 3 条第 1 号ハに規定する基準に適合する自動車であって、その用途が特種用途自動車であり、かつ、その車体の形状が塵芥車であるものをいう。
- (3) 「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- (4) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が 50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の内容

事業の内容は、要綱第 4 条第 4 項に掲げる電動式塵芥収集車の導入（購入（改造を含む。））とする。

5 交付の対象

(1) 交付の対象

要綱第 2 条の目的を達成するため、電動式塵芥収集車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 交付の対象となる事業の要件

- ア 地方公共団体等の業務（委託業務を含む。）のうち、電動式塵芥収集車（車両総重量 3.5t 超の廃棄物収集車に限る。以下同じ。）を導入する業務であること。
- イ 車載した二次電池に外部から充電する方式のものにおいては、4 kWh 以上の容量の二次電池を搭載すること。
- ウ 車載した専用の発電機（5 kVA 以上）で発電した電力を蓄電装置に充電する方式のものにおいては、車両減速時回生エネルギーで発電する制御を有するとともに、蓄電装置の容量は 200Wh 以上であり、走行充電と積込作動を繰り返すことができる構造であること。
- エ イ又はウの方式により、空車から満積載し、排出するまでの一連の作業を、積み込み時にエンジンを停止した状態で行うことができること。

6 交付対象事業の制限

- (1) この補助金は電動式塵芥収集車の導入に関する他の補助金を受けた事業には交付しないものとする。
- (2) 別表に掲げる種目に応じた基準額と補助対象経費の実支出額とをそれぞれ比較して、少ない方の額を選定する。

附則

この実施要領は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

## 別 表

1 種 目	2 補助金の基準額
(1) 電動式塵芥収集車	7,000 千円
(2) ハイブリッド自動車（(1)の導入にあたり、同時に当該車両をハイブリッド自動車とする事業に限る）	835 千円
(3) 天然ガス自動車（圧縮天然ガス及び液化天然ガス） （(1)の導入にあたり、同時に当該車両を天然ガス自動車とする事業に限る）	900 千円

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）  
先進的次世代車普及促進事業実施要領

1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体）交付要綱（平成24年4月5日環地温発第120405005号環境事務次官通知。以下「要綱」という。）第4条第3項に定める先進的次世代車普及促進事業（以下「事業」という。）の実施に関して必要な細目等を定めることにより、人の健康の保護並びに生活環境及び地球環境の保全に資することを目的とする。

2 定義

要綱及びこの要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「燃料電池自動車」とは、原動機として燃料電池（燃料の化学反応により直接電気を発生させるもの。）のうち水素を燃料とするもの又は水素を燃料とする燃料電池と蓄電装置によって駆動する電動機のみを搭載した検査済自動車をいう。
- (2) 「水素自動車」とは、水素を燃料とした内燃機関を原動機として搭載した検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）、又は、水素を燃料とした内燃機関を有する自動車と併せて電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる検査済自動車（補助的に水素以外の燃料を併用できるものを含む。）をいう。

3 事業の実施主体

事業の実施主体は、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び地方公共団体が出資して設立された団体であって出資比率が50%以上のもの（以下「地方公共団体等」という。）の長とする。

4 事業の実施方法等

- (1) 事業の内容は、地方公共団体等が実施する業務（委託業務を含む。）のうち、要綱第4条第3項に掲げる燃料電池自動車又は水素自動車を導入する業務とする（ただし、リースによる導入に限る。）。
- (2) 要綱第2条の目的を達成するため、燃料電池自動車又は水素自動車の導入事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣等が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、要綱に定めた年度別事業計画書の様式に従って計画を策定した地方公共団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- (3) 燃料電池自動車又は水素自動車は、事業主体の責任のもとで適切な維持管理が講じられるものであることとする。

5 交付対象事業の制限

この補助金は、燃料電池自動車又は水素自動車の導入に関する他の補助金を受

けた事業には交付しないものとする。

附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成24年4月5日から施行する。